



発 監 第 2 5 号

平成29年10月23日

琴浦町長 山下 一郎 様

琴浦町監査委員 山根 弘和



同 桑本 始



財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

財政援助団体監査結果報告書

- 1 監査の対象 琴浦町観光情報発信業務委託料 690万円
委託元 琴浦町（担当課：商工観光課）
委託先 琴浦町観光協会
- 2 監査実施日 平成29年10月10日、13日の2日間
- 3 監査の範囲 平成28年度における上記委託料の出納その他の事務
- 4 監査の方法

平成28年度における琴浦町観光情報発信業務委託料に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、所管課から関係書類の提出を求め、監査当日は、監査対象課長等から説明を受けた後、監査対象団体に出向き、関係者から聴き取りを行った。

5 監査の結果及び意見

監査の結果は、以下に記述したとおり、検討すべき事象が見られたので、今後については適切に対応されたい。

(1) 琴浦町と琴浦町観光協会が結んだ契約書は「業務請負契約書」となっているが、業務内容は、観光情報発信が主であり、必ずしも成果物の作成・提出を求めている。

町の平成28年度主要施策の成果説明書には「琴浦町観光情報発信業務委託」とされており、契約書第1条「受託者」、第9条第4項「委託料」とあり、受注者の町観光協会は、琴浦町観光振興委託事業として会計処理している。

以上の点から、契約の名称は「業務請負」ではなく「業務委託」とするのがふさわしい。

(2) 平成28年度琴浦町観光情報発信業務請負契約書第8条第1項「乙(町観光協会)は業務が完了したときは、納品書または完了報告書を添え、甲(町)に通知しなければならない。」第2項「甲は前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立ち合いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、乙はすみやかに甲に目的物を引渡さなければならない。」

第9条第1項「乙は、前条第2項の検査に合格し役務を完了したときは、書面により契約代金を請求することができる。」第2項「甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。」第4項「甲は乙に委託料の半分ずつを前期(5月末日まで)及び後期(10月末日まで)の2回に分けて前払いすることとする。」と定められている。

(3)町は、町観光協会から平成29年4月13日付で平成28年度琴浦町観光情報発信業務完了通知書が提出された際、琴浦町補助金等交付規則第17条に基づく現地調査を実施し、金額の確定を行っているが、本案件は補助金ではないため額の確定は必要なく、上記2のとおり、契約書8条第2項で定める検査を実施し、町観光協会は目的物を速やかに引き渡さなければならないが、これらの検査及び引き渡しが行われていない。

代金の請求・支払は、契約書第9条に規定のとおりであり、補助金の場合のような額の確定は求められていない。

本件の業務委託契約の場合は、書類の記録及び成果品の保存等を含め、契約書の条項に則した事務処理を行われたい。

(4)町は、観光情報発信業務に関して、町観光協会へ業務委託を行っているが、委託は専門性等の理由から、自らに代わって他者へ業務を依頼するものであり、一方、補助は一定の目的、対象、事業等について、他者へ金銭を給付するものである。

業務委託か、補助か、いずれがよりよいのか、町と観光協会との役割分担も含めて、改めて検討する必要があると思われる。

(5)町観光協会は、琴浦町観光振興委託事業報告書によると、観光情報説明会を通じて、旅行会社へ売込み活動を行っているが、近年の着地型、体験型、個人型の観光ニーズに 대응するため、将来計画を含め、テーマごとに、より具体的な来(帰)町ルート、訪問先、行事・イベントを明示するなどして、本町への更なる誘客促進に繋がられたい。